

白石市監査等の実施方針及び年間監査計画

令和8年3月11日

白石市監査委員決定

白石市監査基準（令和2年白石市監査委員訓令甲第2号）第13条の規定に基づき、令和8年度の監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）について、次のとおり定める。

1 実施方針

（1） 監査等の方向性

- ① 監査等は、対象組織に対する違法性及び不当性の勧告、指摘、指導等のほか、改善や是正を行うよう指導、助言する。また、措置が講じられるまでフォローアップを継続し、市長等に対して責任を持った対応を求める。
- ② 監査等は、組織目的の達成を阻害する要因を識別し、その内容及び程度を検討した上で実施する。
- ③ 財務監査及び行政監査は、適法性及び正確性のほか、経済性、効率性及び有効性を確認する。
- ④ 監査等の結果は、対象部課等のみならず全庁的に周知し自主的な改善を促す。
- ⑤ 令和7年2月に発覚した本市職員が起こした官製談合防止法違反の事件を受け、「白石市官製談合再発防止対策に関する調査報告書及び基本方針」が令和7年8月に市長へ報告されており、この基本方針に基づく新たな入札契約制度・マニュアル・ガイドライン等の実効性を確認する。
- ⑥ 近年、本市において非違行為等が発生しており、「白石市職員倫理規程（令和7年12月1日施行）」を制定し、コンプライアンス意識向上に向けた取組みを推進しているが、全職員の業務に対する基本的なルールの理解・共有が必要である。また、日常業務において基本を大切にし、それらを通じて職員個人の知識や技能の向上を図るとともに、人材育成やチェック体制の強化など組織力の向上が図られているかを確認する。

(2) 重点項目等

- ①第六次白石市総合計画実施計画に掲げる6つの分野目標の主要な事業
- ②前年度の監査等における指摘事項及び指導事項への対応
- ③過去の行政監査報告書の検討・改善を要する事項への対応
- ④新規事業

2 年間監査計画

(1) 実施予定の監査等の種類及び対象

①財務監査（地方自治法第199条第1項、第4項、第5項）

令和7年度及び令和8年度の当該監査時までに実施した事務事業を対象とし、全部署を課等の単位で定期的に定期監査を実施する。また、必要があると認めるときは、随時監査として実施する。

②財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項）

財政援助団体等が令和7年度及び令和8年度の監査時までに実施した事業を対象とし、対象の団体等から選定して、監査委員が必要と認めるときに実施する。

③例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計について実施する。

④決算審査（地方自治法第233条第2項又は地方公営企業法第30条第2項）

令和7年度の一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計について実施する。

⑤基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

令和7年度の基金の運用状況について、決算審査時に併せて実施する。

⑥健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

令和7年度の決算に係る健全化判断比率について、決算審査時に併せて実施する。

⑦資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項）

令和7年度の決算に係る資金不足比率について、決算審査時に併せて実施する。

⑧その他の監査

以下の監査は、法令に定める請求又は要求に基づき、若しくは監査委員が必要と認めるときに実施する。

ア 行政監査（地方自治法第199条第2項）

イ 住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）

ウ 議会の請求に基づく監査（地方自治法第98条第2項）

エ 市長の要求に基づく監査（地方自治法第199条第6項）

オ 公金の収納又は支払事務に関する監査（地方自治法第235条の2第2項又は地方公営企業法第27条の2第1項）

カ 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条）

キ 市長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（地方自治法第243条の2の8第3項又は地方公営企業法第34条）

(2) 監査等の対象別実施予定時期

別表「令和8年度監査等実施計画」のとおりとする。

(3) 監査等の実施体制

監査委員2人で監査等を実施し、事務局職員2人が補助する。

なお、担当については別途代表監査委員が定める。

(4) 監査等の実施手順

監査等の実施手順については別途定める。

別表

令和8年度監査等実施計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
財務監査 (定期・随時)	← 前半 →					← 後半 →						
財政援助団体等監査						← 必要に応じて実施 →						
例月現金出納検査	← →											
決算審査			← →									
基金の運用状況審査			← →									
健全化判断比率審査			← →									
基金不足比率審査			← →									
その他の監査	← 必要に応じて実施 →											

財務監査対象部課等	総務部	未来戦略課（ふるさと納税推進室、大学院大学設置支援室）、総務課、デジタル推進課、財政課、税務課（収納管理室）、危機管理課
	保健福祉部	福祉課、子育て支援課（こども家庭センター、ふれあいプラザ、地域子育て支援センター、ひこうせん）、健康推進課（介護予防センター）、長寿課（地域包括支援センター）
	市民経済部	商工観光課、まちづくり推進課（移住交流サポートセンター）、農林課、市民課、環境課
	建設部	建設課、都市創造課（スマートインターチェンジ・企業立地推進室）
	会計管理者	会計課
	上下水道事業所	
	議会事務局	
	教育部	学校管理課（小学校、中学校、青少年相談センター、白石市教育支援センター、学校給食センター）、こども未来課（幼稚園、保育園）、生涯学習課（博物館建設準備室、中央公民館、古典伝承の館、図書館、情報センター（アテネ））
	選挙管理委員会	
	農業委員会	
	※定期監査及び随時監査の対象部課等、財政援助団体等監査の対象団体等については、代表監査委員が別途定める。	